

第2回 認知症の診断に関する専門部会議事要旨

日時：12月3日（月）

場所：三宮研修センター705号室 19:30～21:30

議題：（1）審議事項

- ① 認知症診断助成制度について
- ② 認知症診断助成制度に関する書類について

（2）報告事項

- ① 神戸市医師会との協議状況
- ② 認知症疾患医療センターとの協議状況
- ③ 今後のスケジュールについて

○：委員 ●：事務局

（医師会の進捗状況報告）

○医師会員への説明のなかで、「診断助成制度を利用しないと、認知症に関する治療を行えないのか」と質問を受けたが、診断制度と治療を行うことは別のものであると回答し、それ以降は質問を受けていない。

医療機関リストについては、各区で確認のうえ、決定する予定。

（資料7説明）

○資料6-2 8（1～7以外の方法で認知症と診断）とはどういうケースか。

●第2段階実施医療機関以外での受診によるもので、広報期間を考慮した1年間の経過措置。

○訪問診療をしているケースについて、以前に診断を受けられた方も専門医の診断でなければ、第2段階実施医療機関で再度受診する必要があるのか。

また、市外で過去に診断されたケースはどうか。

●既診断の方は、資料6-2の7に記載。

○老健・特養に入所しており、往診の先生が診断をする場合について、CT等の必須項目の検査を緩和するのかどうかという問題はあるが、第2段階実施医療機関は総合病院・検査機器をもった病院だけではなく、往診等も実施される先生にも入っていただくと、入所ケースにも対応できるのではないか。

●第2段階実施医療機関には、往診をされる先生も入っていると考えているが、制度周知の段階で必須項目の例外は設けていない。ただし、第2段階の結果票に、「検査不能」の欄を設けており、第2段階実施医療機関で検査ができない正当な理由があるのであれば、認める余地は残し

ている。

事故救済制度に関しては、給付金の支給については、判定部会にて、過去の診断から対象とできると考えている。賠償責任保険については、事前登録が必要なため、保険の必要性を考え、申請してもらうことになる。

(審議事項) 検討事項について、概ね同意をいただく

- 認知症患者が加害者となった場合、事後の診断について、被害者側から申し立てられるか。
- 原則、給付金は被害者からの申請。その際に診断を受けていない場合について、運用上は、被害者から、加害者に働きかけ、双方が協力するかたちで、申請を行う。
- MCI で経過観察中に事故が発生した場合、その際に再度検査を受け、認知症の判断をするという理解でよいか。
- よい。MCI 経過観察は、第2段階実施医療機関・かかりつけ医のどちらで行ってもよい。双方ともに助成の対象。
判定部会の方で何か検討事項があれば、再検査などで対応とする。制度を開始後、ここにあげた以外のレアケースがでてくる場合は、判定部会にゆだねるとしており、そこで判断するとしている。
- 賠償責任保険の場合は、対象をどのように考えているか。暴力、器物破損、水漏れなど様々な事例に対応しているのか。
- 自動車事故は、認知症の人は道路交通法上運転をしてはいけないという点と、強制保険の自賠責保険に加入しているため、対象外としている。認知症の方が、車に引かれるといった被害者になった場合は、傷害死亡保険の対象とすることは可能。
賠償責任は、他の保険と調整を行なうが、自動車事故を除きあらゆる事故に対応する。
火災については、給付金は約定履行保険として対応し、物損の給付金より上乗せをするとしている。
水漏れの場合は、賠償責任保険の対象となり、賠償責任があれば、最大2億となる。
- 第2段階は本人が予約することが原則であるが、第1段階医療機関が予約の対応をするかは、医療機関の判断か。
- 家族や本人が、行かれる医療機関を選ぶことが原則である。
- 既に診断を受けた方の診断書・リーフレットの配布はあるか。
- 診断制度開始時期間際にはなるが、送付はある。また HP にて公開。

(資料9 今後のスケジュールを説明後、質疑)

- 第2段階の医療機関(センター以外)が行う際に、診断名が変わると届出をする必要はないのか。
また、疾患医療センターであれば、短期間で診断が出ると思うが、そのほかの診療機関では、

時間がかかるのではないか。

- 心理検査に関する費用も助成の対象になる。別の医療機関で画像検査等を行うことも可能（登録医療機関であることは問わない）。

診断名に関して、認知症のなかでかわるものについては、特に修正までは求めない（診断制度の対象からは変わらないため）。

- 第2段階も対応するが、画像は撮れない。その場合は、第2段階の病院と連携し対応するような流れか。

- 第2段階登録機関ではなくともよい。日頃連携している画像診断をする病院に紹介して欲しい。

- 診断については長谷川式を用いることになっているが、MMSEを使いたいところもある。

今後の使用ツールについては、検討の機会が設けられるとありがたい。

- MMSEに関しては、使用の際にパテント料が発生し、日本語版を買い取る形で、費用がかかるため、導入ができなかった経緯がある。

- 登録医療機関に非医師会員でも登録できるのか。

- 非医師会員とは、神戸市と独自のルートはないのか。

- 医療機関の内容が把握できないため、医師会員に限っているが、医師会に入会を申し込んだら基本的に断ることはない。医師会としてこの制度に協力をしていることを理解して、医師会に入ってもらい、この制度に加わってもらうことをお願いする予定である。

- 事務局としても、医師会は正当な理由なく、入会を拒否することは、社団法人としてないと考えている。

ちなみに、その他の制度を考えると2通りやり方があり、一つ目は、条令に基づく福祉医療制度は医師会に委託して、医師会員だけではなく、非医師会員も含めて事務局は医師会で行う。

二つ目は、予防接種の助成制度では、非医師会員は神戸市と直接やりとりをする。今後も引き続き、医師会と協議していく。